

第95回千葉県森林審議会議事録（令和7年度）

1 日時 令和7年12月16日（火）午前10時10分から正午まで

2 場所 ホテルプラザ菜の花 3階 「菜の花」

3 出席者

【審議会委員】※敬称略

朝香智仁、石崎涼子、鎌田直人、泉水秀昭、高橋輝昌、橋隆一、田渕和正、
中村令子、原啓一郎、古川美之、松浦裕子

【県職員】

高橋農林水産部長、宮川森林課長 ほか

4 議題

（1）審議事項

案件なし

（2）報告事項

ア 千葉県農林水産業振興計画について

イ 第6次千葉県里山基本計画について

ウ 千葉県木育推進方針について

エ 森林保全部会の開催状況について

5 議事概要

報告事項ア 千葉県農林水産業振興計画について

【事務局】

※別添資料により説明

【橋委員】

御説明いただきありがとうございます。事前に資料をいただいていたのですけれども、私の方からは、質問といいますかコメントになりますが、資料の2ページ目にございます主な取組の中の1（3）「森林の適正な利用」について、私としては、ここを特に重視すべきと思っております。既に御説明にもありましたとおり、林地開発に関わることですけれども、特に森林保全部会におきましては、この適正な執行というところを、きちんと見定めないといけないと思っているところですけれども、やはり、林地開発許可制度ができて、ちょうどもう50年を超えたところだと思います。そういう中で、環境もかなり大きく変化していること、それから、社会を支える技術もかなり高度になっているということなど、それらを踏まえると、現状の制度が合っているかどうか、見合っているかどうかということが重要なってくると思います。そういう意味で、これまで我々も年間を通じて、審議会

でチェックをするということをやっているわけですけれども、今お話しさせていただいたような視点といいますか、そういったところも重視しながら、一層やっていかなきやいけないのかなと思っているところです。要は、現行のルールといいますか、そういったところ、見合わない部分があるようであれば、それを今後変えていくためにも、特にそういった視点を持って、確認をしていくことが重要かなと思っています。

もう1点関連してなのですから、つい3日前に、千葉県内在住の方から、たまたま本学の市民講座の中で、質問を受けました。やはり、県内の特に鴨川のメガソーラーについて、問題視されてる方だったのですが、市民は何をしたらよいのでしょうかという質問を受けました。私なかなか答えに窮するところもあったのですが、問題を先送りするわけではなくて、森林が有している、いわゆる様々な機能を市民の一人一人がより深く理解する必要があると思いますと答えさせてもらっています。それには、多分、この中にも所々に出ていますけれども、教育、実に長い時間スケールが必要だと思いますが、是非その教育というところにも力を入れていただければと思っています。そうすることで時間がかかると思うのですけれども、理解を深めることで、適切な判断、選択というができるのではないかと。

以上、コメントになります。

【松浦委員】

森林の適正な利用に関わることですけれども、大規模なメガソーラー等については、開発許可が関わってきますが、普段、道を通る時や、里山活動をしている時に、小さい開発というか、小規模な森林が開発されていくのを、よく目にします。子供たちの環境教育ももちろん大事で、どんどんやっていかれているとは思いますが、森林所有者自身が環境に対しての意識が薄い印象を持っているので、そういった所有者に対して、「里山情報バンク」等の林業又は開発行為だけではない中間の選択肢を示すような施策があるといいかなと思っています。

【事務局】

御質問ありがとうございました。「里山情報バンク」につきましては、平成15年の全国植樹祭の開催と合わせて里山条例を制定しまして、里山団体の皆様がかなり活発的に活動されているところが多数あり、また、里山を使いたいという団体もいくつかあり、土地所有者とそれらの団体を県がマッチングして、県の県報で公告してこの活動をアピールしているという制度でございます。

しかしながら近年、「里山情報バンク」は下火になっておりまして、その活発化した里山団体の方たちも高齢化し、先ほど委員から御指摘あったとおり、若い方がなかなかその団体に入らないということもございまして、後で説明させていただく里山基本計画の方でそういう森林環境教育なども盛り込んで、県の森林の状況を知

っていただく、あるいは、森林整備の部分に、できれば参加していただくというような政策などを展開していければなと思慮しております。

もう1つ、林地開発許可につきましては、先ほど、橘委員からも御発言があり、説明の中でも本県は他都道府県と比較してもかなり件数が多いという話をしたのですが、林地開発許可は、1ヘクタール超える場合が許可、太陽光発電設備の設置については0.5ヘクタール超となっていますが、本県では、3,000平方メートル以上1ヘクタール以下の規模についても件数が多く、全国の中で少数ではありますが条例を策定し、小規模林地開発行為として届出制として制度を整備してきているところです。そのような背景もあり、本県は林地開発行為等が多いので、森林環境教育の大切さをより痛感しているところです。

【鎌田委員】

先ほど、「切って、使って、また育てる」というフレーズが、間伐中心であり、主伐まで進んでいないという説明がございましたけれども、一方で、2018年の台風で、約7,200ヘクタールの風倒木被害が発生したという説明がありました。さらに言えば、説明にあったようにサンブスギが溝腐病に弱いという問題もあって、私の理解では、森林所有者の方々が再造林する意欲をほとんど失っているような状況にあるのではないかというように理解しているのですけれども、県としては、その風倒木跡地をどのように再造林や自然の森林に戻していく指導方針などを伺いたいと思います。

【事務局】

御質問ありがとうございます。まさにその点が県としても一番悩ましいところであります。当然、被害に遭ったところにつきましては、サンブスギもそうですが全て伐採して、その後に植えるという方針で、森林整備事業や市町村の森林環境譲与税を活用した森林整備以外の手法を導入しながら整備しているところです。実績としては、圧倒的に森林整備事業が多いですが、風倒木を伐採して地拵えを行い、必ずその後は植えて、下刈等の保育までを森林整備事業で進めていくなど、県としては、その方向で対策を進めていきたいと考えております。

一方、被害森林面積が約7,200ヘクタール、サンブスギ溝腐病の被害面積も広大な面積であり、一長一短では整備しきれないというところが現実であり、やはり、担い手としての林業経営体を増やす、あるいは、森林組合にさらに頑張っていただいて、「切って、また育てる」という対策を推進していくと考えております。

伐採した者と植える者が違うというのが他都道府県では多いのですが、本県の特徴として、補助事業を通じて、森林組合等が伐って植えるまでを一貫作業として一緒にやっていくという例がほとんどであり、そのような形できちんと植えて管理し

ておりますので、その方向で何とか風倒木対策等を進めていければなというように考えています。

また、委員から御指摘があったとおり、やはり一番の問題は、森林所有者の森林整備に関する意識の低下の部分であり、森林が重要な公益的機能を有するとか、県でPRしたとしても、森林の土地部分を財産として考えている方が多いので、森林整備をしていくというよりも、土地の管理として売買や譲渡するなどが多くなっております。全国的にも小規模山林所有者が多いとされておりますが、本県では、それと併せて、小規模な森林も法人が所有しているというケースが多いという現状もあります。以上でございます。

【鎌田委員】

関連してですが、やはり何でも木材価格が安すぎることに根本的な問題があり、結局、育てても儲からないというところになるので、やはりそこを何とかしていかないとまずいのではないかというように認識しております。具体的な数字を挙げると、一番木材価格が高かった1982年頃の価格と比べて、現在はその3分の1から4分の1となっており、ヒノキ約8万円/m³、スギ約6万円/m³程度であったと思うのですが、現在は、ヒノキ約2万円/m³前後、スギ約1万6千円/m³程度とか、そのくらいの価格となっていて、結局、日本の経済が成長していないから、住宅価格に転嫁できず、そのしづ寄せが全部、林家の方にきている状況である。その上で、先ほど、森林の土地所有者に法人が多いという説明がありましたら、ほとんどの林業は兼業となっていて、結局、企業が儲からないというところが隠蔽されてしまつており、儲からなくとも構わないとなっている。農業のように毎年収入があることを期待して実施している産業ではなく、もともと植えたものが、自分の孫の時代に財産になれば構わないという認識であり、産業としての重要性が認識されていないところに問題があるのではないかと思います。

このような意見を述べても解決にはならないのですが、先ほど「プランディングの強化」という説明がありましたけれども、やはり木材が高く売れるような事態にならないと、なかなか難しいのではないかというように思いますが、どのような考え方なのか、お聞かせいただければと思います。

【事務局】

御意見ありがとうございます。まさにそのとおりであります、さらに説明させていただきますと、本県の場合は、スギ中丸太で1万円～1万円/m³を割るような価格状況です。ヒノキについても、中丸太では全然2万円/m³に届かない価格状況になっております。やはりこの価格が低すぎるという状況なので、当然、県産材が回らないという状況です。本県としては、需要が先か供給が先かという経済原理の両側面の考え方がありますが、その中で、森林整備事業や、あるいは国の政策に追

従して展開していくような形にはなりますけれど、県産木材を色々な場面で様々に利活用していただくななど施策的に推進していきながら、それが森林整備に繋がるという形に展開していければなというように考えております。経済的かつ根本的な問題が根底にあり、非常に難しいところですが、現状に対する方針としてはそのような考えを持っております。以上でございます。

【鎌田委員】

先ほどの資料の中で、「ブランディングの強化」というところに、強調して線が引かれておりましたので、何か具体的なアイディアがあるのかと思い質問をしたのですが、いかがでしょうか。

【事務局】

ブランディングというほどではないのですが、本県は首都圏であることから、やはり住宅については、結構需要が多い状況です。それなりに需要がありますので、大手住宅メーカーも営業所や工場などを数多く設置しており、供給体制を整えられてしまっているので、量が少ない県産木材が入っていく余地があまりないといった部分もあります。

現在、本県で実施しているのは、先ほど林地開発許可等の説明などがありました
が、循環利用できている木材というのを補助事業の条件に設定し、開発材等のただの千葉県産材ではなく、循環利用しているという証明をつけさせた上で補助するという事業（ちばの木ふれあい空間創出事業）を行っております。

本事業ができたばかりというところもあり、普及しているかどうかわからないのですが、成田空港や幕張豊砂駅などの県内の有名な施設に事業の表示をつけて設置していただきしており、今後は広くPR等につなげていければと考えております。

【田渕委員】

木材の流れですが、構造的に木材は買い手が値段を決めるということになっております。逆に、米などを見てみると、売り手が決められるというような形です。やはり需要がないと、相場が落ちてくるという状況です。先ほど言いましたけど、スギが1万円/m³、ヒノキは1万2,000円/m³程度とスギと変わらないのが本県の現状です。だから、需要が無いと価格はどんどん落ちてきてしまう。いつまで経っても価格が上がってこない。まして、住宅の戸数がどんどん落ちてくるわけです。一番多いときは180万戸くらいあったのが、今はもう80万戸くらいというような状況になってきています。少子化になったら、住宅が建ってこないというのが現状で、やはり相場が上がってこないというようになってしまします。住宅自体はものすごく価格が高くなっているので、各メーカーは値段を出せるわけです。木材は、相場でお客さんが価格を決めるわけではないのです。ここに弱さがある。そして、林業はやはり零細企業が多いので、どうしても高く価格を設定できない。流れの中

で、金額は小さなものになっていってしまうというのが、今の動きではないかなと考えます。ですから、この構造を変えていかないと、なかなか難しいのではないかと。ブランディングと言っても、木材価格をどうやって上げていくのかと言ったときに、なかなか回答は出てこないというようなところが現状ではないかというように思います。

報告事項イ 第6次里山基本計画について

【事務局】

※別添資料により説明

【高橋委員】

御説明の中で企業等の整備というのが進んでいないという御指摘ありましたけれども、おそらく企業としては、やりたいけれど何をしていいかわからないっていう状況も、原因の1つではないかと思いますので、例えば里山整備ってどんなことをすればいいのかとか、どうすればネイチャーポジティブを実現できるのか、どうしたら自然共生サイトが認定されるかとか、そういういった情報とか活動の指針のようなものをぜひ示していただきたいと思います。質問というよりは要望です。

【事務局】

ありがとうございます。企業の参画による里山整備については、先程、説明させていただいたように、法人の森制度により県有林での支援は一定程度あるのですけれども、私有林についてはなかなか企業からの支援っていうのは少ない状況でして、御質問がありました里山整備の活用の方針の話になるのですけども、スライドを御覧いただきまして、こちらが県の森林研究所という出先機関のホームページになっていますが、県では里山活動に参加される人向けに、里山の森林づくりを支援するために、平成17年度から平成21年度にかけて、例えば人口林の管理ですとか、広葉樹林の管理など、テーマごとにどのように里山整備に取組むかを説明したガイドブックというものを作成しております、こちらを千葉県の森林研究所のホームページ上で公表しております。ただし、作成から時間が経過していることもあります、周知もなかなか行き届いていないということもあって、内容についても時代に応じて適宜修正や、加筆等が必要な点もあるかと思いますので、今後、このガイドブックの周知に努めるとともに、内容についても改正等を検討していきたいと考えております。

それから先ほど高橋委員から御発言がありました、国の方で進めているネイチャーポジティブの実現にあたって、企業や里山団体等に生物多様性の保全が図られる区域を、自然共生サイトとして認定するといった取組も始まっていますので、企業が自然共生サイトについてはかなり興味があるのかなというようには感じておりますので、この自然共生サイトの認定を目指すことをテーマとして、このガイドブック

クに新たに加えるのもいいのではないかっていうのを1つの案として今持っているので、そういったことも今後検討していくながら、企業や里山団体等が参入しやすい仕組みを考えていきたいと思います。

【中村委員】

御説明ありがとうございました。7ページのところに、2年後、4年後の姿として幼稚園・保育所等での森林環境教育、小学校の取組についてお示しいただいてるところなんですけれども、学校の教育現場では、先生方も忙しくしている状況なので、学校教育の中と確かに総合的な学習などもありますけれども、そういったところだけではなく、放課後の授業として、少し取り入れていただけるのも1つの方法かなというように考えております。今、放課後の取組として何種類か、すいません私も具体的には申し上げられないのですけれども、いろいろな主体がそこに参入してきているように思われます。私どもの団体にも相談がありまして、やはり学校教育の他にもこの時間を活用して、より多くの子供たちにこういった環境教育に触れるチャンスを与えていただければなと思います。質問というよりも、意見になってしまいました。検討いただければと思います。

【事務局】

御意見ありがとうございます。学校教育や幼稚保育以外で、放課後などに、地域やNPOさんで実施している森林環境教育の取組についても、今後推進していく必要があるというのは感じております。例えば、概要でみどりの少年団の説明したのですけども、こちらは今、学校単位の取組が中心になっていまして、現在、減少傾向となっております。そのようなみどりの少年団などについても、地域での取組によって活動を進めていくなど、幅広く支援していくことが重要と考えております。そのようなこともありますので、NPO等の放課後活動する森林環境教育への支援についても、本文中の記載していくことを検討していくたいと思います。

【古川委員】

御説明ありがとうございます。私の方から2点質問がありまして、今、中村委員からも意見がありましたけれども、やはり活用の部分の7ページですが、学校教育、幼稚保育だけではやはり漏れてしまうと。放課後及びNPOの活用を、ぜひ考えていただきたいということで、学校教育、幼稚保育以外でいうとやはり社会教育という立ち位置になるかもしれません、そういう文言が少しでも本文の方に入っていたり、目標の方に入っていたりしますと、森林活動、里山活動に参画したいという地域やコミュニティの団体も増えていくかなと思いますので、ぜひその点を考えていただきたいと思っております。みどりの少年団についても、やはり減少をたどる一方であるということで、これまでの既存の枠組みにはない、新たな価値

の中で子供たちが育っていたり、家庭教育も行われていますので、その部分を柔軟に、また、名称等も考えていただければと思います。

もう1点は、私が事前に質問をしていましたけれども、やはり子供たちの課題の中では、不登校であるとか、メンタル不調であるとか、また、発達特性による生きづらさを抱えている子供達も多くいます。また、青年又は社会人については、就労してからもメンタル不調で休職をする方々も増えているというところで、これらの課題について、里山活用の視点で、福祉又は医療分野での連携など、その部分で何かお考えがあれば教えていただきたい。8ページの基本方針及び取組の活用の部分で、福祉又は医療の方との連携もすごく可能であるし、これまでもやってこられていると思うのですけれども、何か形として一言文言が入っていると、千葉県の里山活動というその特性を生かした良い計画になるのではないかというように思っております。

【事務局】

御意見ありがとうございます。

1点目の御質問について、中村委員の意見への回答とも被るのですけれども、学校教育ですか幼児保育以外での地域のNPOなどが実施している森林環境教育の取組については当然、今後推進していく必要があると感じておりますし、そういうこともありますので、NPOなどによる森林環境教育の支援についても、本文の中に記載していくことで検討させていただきたいと思います。

2点目の社会人のメンタル不調についてですけれども、そういう社会人のメンタル不調の方についても、森林に触れ合う、森林セラピーといった用語もあるように、健康づくりとして活用できるかなと思っております。県の方でも、先ほどの森林研究所のガイドブックの1つに、健康と癒しの森づくりというテーマがありまして、その中でも森林セラピーというものがどのようなものかというガイドブックを当時、作成しております。古いものにはなるのですけれども、当課としても進めていたものになります。ただ、今回の計画については、まずは、全ての高校生から子供を中心に取組を進めることを検討していきますので、今回の計画を進めさせていただきまして、将来的に不登校の児童ですか、社会人の体調不良の方々等、幅広い層にも里山の活用が広がっていくようにできればなと思います。

3つ目の健康福祉の関係での連携ということですが、森林課でも府内で連携できる部局等には連携させてもらっています。例えば、子育て支援課等も関わってくると思いますので、情報のアンテナを広げながら、連携できる部局等と積極的に連携していきたいと考えております。

【鎌田委員】

基本的な質問で申し訳ないのですが、「法人の森」など企業による里山整備というものが、先ほど説明された千葉県森林研究所が発行している資料などから、森林整備そのものであるということがわかったのですが、この環境教育という部分では、里山整備をしたところを活用して環境教育をするのか、それとも、子供たちに里山整備をさせるのか、そのところはいかがでしょうか。

【事務局】

現在の考え方は、森林整備は基本的には県でフィールドを整備して、その整備したフィールドに子供たちに来てもらうということを第一段階と考えておりますし、一方、中学生以上の年代になってきますと、実際に里山整備も一緒にやっていければいいかと考えております。

報告事項ウ 千葉県木育推進方針について

【事務局】

※別添資料により説明

【石崎委員】

コメントになるのですけれども、今まで3つの議題について話を聞く中で、林業振興の話と里山の話と、木育の話をもう少し繋げて考えてもいいのではないかなど感じたので、一言コメントさせていただくところです。先ほど全体の林業振興のところで、どうしても木材価格というのが市場で決まってしまって、非常に木材生産の方からまわしにくいというような話があったのですけれども、この千葉県の持ち味を考えるとするならば、千葉県は消費者と木材の利用者が非常に近くにいるというところが、強みだと感じておりますし、それは顔の見える関係、市場とは違う関係を作れるというところに、非常に千葉の強みというのがあるよう感じております。例えば、木育なのですけれども、以前札幌市で話を伺いました。札幌市では森林整備をする、そして出てくる木材を木育に使うということで、この木育のための資材を提供してくれませんかということで、所有者に働きかけを行って、その所有者にいくらで売れたというだけではなく、その社会的な意義も含めて、関心を山に持っていただき森林整備に協力いただくというような試みをしていると、伺いました。

そのようなことは、この千葉県では非常にやりやすいですし、木育や、何らかの情報提供をすることに対して、木育協力金のような形で山に還元するとか、何か木材の市場的な価値以外のところに関しても、対価なりお金の流れを作っていくというようなことで、千葉県らしさというのも、木育も林業振興も含めて考えていたらなというように、木育の話を聞いて感じましたので、そのようなことも含めて今後検討いただければと思います。

以上です。特に回答を求めるものではありません。

【泉水会長】

ありがとうございます。我々も森林所有者の集まりの団体として、御意見いただいたことを含めて、県と一緒に取り組んで参りたいと思いますので、引き続き御指導の方、よろしくお願ひいたします。

報告事項① 森林保全部会の開催状況について**【事務局】**

※別添資料により説明

【鎌田委員】

前回の審議会でも質問させていただいたのですけれども、砂利採取業が地場産業という説明をされていたのですが、開発業者が茨城県に所在するような案件があったと記憶しているのですが、その場合はどの程度、千葉県にお金が落ちるのでしょうか。

【事務局】

本県において、砂利採取業が大きく地場産業になっているのは、君津地区と茨城県に近い香取地区で、県内でも事業場数等が多い状況となっております。委員の御指摘のとおり、法人事業税については、県内に事務所又は事業所を有する法人から徴収することとされており、砂利採取が法人事業税の対象となるか正確にはわかりませんが、茨城県の会社が本県の森林で砂利を採取した場合には、その会社が所在するところで徴収されるのではないかと推測しております。ただし、それぞれの地区には、砂利組合が存在しており、事業者はそこに所属し、地域貢献やそれぞれの組合のルールを守っていただくというような状況であると聞いたことがあります。